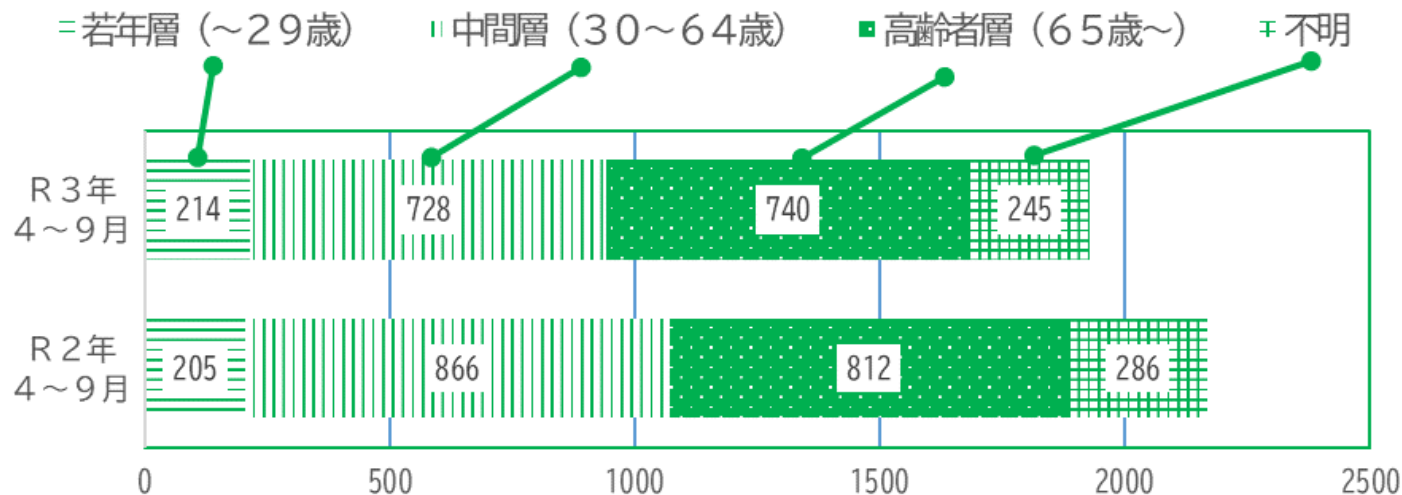


消費生活情報 おかやま 【令和3年12月号】

令和3年度上半期の
消費生活相談の
概要がまとまりました！

年齢層別 相談件数比較



件数

- ・ 1,927件 (前年度2,169件)
- ・ 若年層からの相談が増加傾向 H30:127件 ⇒ R元:186件 ⇒ R2:205件 ⇒ R3:214件 ※上半期比較

概要の詳細には、[こちらからアクセス](#)

特徴

- ・ 通信販売に関連したトラブルが、前年度同期より減少も依然多い **664件 (前年度同期740件)**
※大半がネット通販。新型コロナウイルス感染症による外出自粛が影響しているとみられる。
- ・ 不審なショートメッセージやメール、電話等についての相談が多い **242件**
※うち、個人情報の抜き取りを目的としたフィッシング詐欺が**59件**



代表的な内容と消費者へのアドバイス

- 個人情報を聞き取ろうとする身に覚えのないフィッシングメール等への対応…
⇒ 基本的に無視しましょう！添付されたURLにはアクセスしないでください。
覚えがある内容の場合は、真偽確認を慎重に行いましょう。
- インターネットで、お試し無料の商品を注文したつもりが、後日請求書と共にまとめて数か月分の商品が届いた：いわゆる「定期購入」トラブル
⇒ 通信販売にはクーリング・オフは無く、業者の規約に従うことになるので、粘り強く減額交渉するしかありません。今後は申込前に契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。



トピックス

令和4年度から
成年年齢が引き下げられ
18歳で大人に！

民法改正により、未成年者取消が認められなくなります！

消費者庁
特設ページ



詳しくはこちらをチェック